(別記様式1)

特定間伐等促進計画

長崎県 島原市 令和3年5月

1. 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項の規定に基づく、長崎県における特定間伐等及び特定 母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の 実施の促進の目標面積として、間伐は30,000ha(年平均3,000ha)を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で30ha(年平均3ha)の間伐を行うことを、本市における特定間伐等促進計画の目標とする。

2. 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、島原市の特定間伐等促進計画の区域の 範囲を別図のとおり定める。

3. 特定間伐等の実施計画 (1) 間伐

			所在場	詩所	旅	重業箇	折		森林の)現況				間伐の)内容				
- 1	事 業 実 施	事業実						面			立木	間(戈の方	法	間伐	間伐率	図 面	交 付	備
番号	号 施 主 体		大 字 字	字 地 番		小 枝 班 番		積(ha)	樹種	林齢	材積(゜゜゜)	搬出有・無	定性・列状	車両・架線	材積(劑)	十(材積率%)	番号	金希望	考
1	雲仙森林組合	3	広高野町焼野甲	1266	3	96		0.18	ヒノキ	49	68	有	列	車	17	25%	1		
2	雲仙森林組合	3	広高野町焼野甲	1267	3	97		0.38	ヒノキ	49	144	有	列	車	36	25%	1		
3	雲仙森林組合	3	礫石原町礫石原甲	1201 109	3	203	1	1.20	ヒノキ	58	499	有	列	車	125	25%	1		
4	雲仙森林組合	3	礫石原町礫石原甲	1201 109	3	203	2	1.29	ヒノキ	57	532	有	列	車	133	25%	1		
5	雲仙森林組合	3	礫石原町礫石原甲	1201 109	3	203	3	5.68	ヒノキ	56	2324	有	列	車	581	25%	1		
6	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1191	3	203	4	1.66	ヒノキ	55	672	有	列	車	168	25%	1		
7	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1195	3	203	5	0.61	ヒノキ	51	237	有	列	車	59	25%	1		
8	雲仙森林組合	3	礫石原町礫石原甲	1201 109	3	203	6	1.41	ヒノキ	50	542	有	列	車	136	25%	1		
9	雲仙森林組合	3	礫石原町礫石原甲	1201 109	3	203	7	0.92	ヒノキ	91	432	有	列	車	108	25%	1		
10	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1191	3	203	8	0.58	ヒノキ	48	217	有	列	車	54	25%	1		
11	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1191	3	203	9	0.36	ヒノキ	61	153	有	列	車	38	25%	1		
12	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1191	3	203	10	0.28	ヒノキ	45	100	有	列	車	25	25%	1)		
13	雲仙森林組合	3	礫石原町陰平甲	1191	3	203	11	0.55	ヒノキ	41	185	有	列	車	46	25%	1		
14	雲仙森林組合	3	広高野町陰平甲	1195	3	203	14	0.14	ヒノキ	43	48	有	列	車	12	25%	1		
小計								15. 24											
15	島原市	3 ∼ 12	有明町大三東戌	5549-1	5	851	1	1.37	クロマツ	85	374	無	定		19	5%	1		衛生伐
16	島原市	3 ∼ 12	有明町大三東戌	5549-1	5	851	2	0.32	クロマツ	69	234	無	定		12	5%	1		衛生伐
17	島原市	3 ∼ 12	有明町大三東戌	5549-1	5	851	3	0.34	クロマツ	28	599	無	定		30	5%	1		衛生伐
18	島原市	3 ∼ 12	有明町大三東戌	5549-1	5	851	4	0.26	クロマツ	23	41	無	定		2	5%	1		衛生伐
19	島原市	3 ∼ 12	弁天町二丁目	7330-1	13	184	1	1.15	クロマツ	106	313	無	定		16	5%	1		衛生伐
20	島原市	3 ∼ 12	弁天町二丁目	7329	13	184	2	0.55	クロマツ	106	150	無	定		8	5%	1		衛生伐
21	島原市	3 ∼ 12	秩父が浦町丁	3577	15	208	1	0.91	クロマツ	46	22	無	定		1	5%	1		衛生伐
22	島原市	3 ∼ 12	秩父が浦町丁	3587	15	211		0.86	クロマツ	106	57	無	定		3	5%	1	_	衛生伐
23	島原市	3 ∼ 12	湊町	3	15	274	1	0.61	クロマツ	106	278	無	定		14	5%	1		衛生伐
24	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	456 · 460~464	15	276		0.54	クロマツ	106	207	無	定		10	5%	1		衛生伐
25	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	462 · 463	15	277		0.20	クロマツ	76	21	無	定		1	5%	1		衛生伐
26	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	463	15	278		0.17	クロマツ	106	122	無	定		6	5%	1		衛生伐
27	島原市	3 ∼ 12	湊町	465	15	279		0.34	クロマツ	106	65	無	定		3	5%	1		衛生伐

	事業虫		所在場	易所	旅	面業箇月	折		森林の)現況				間伐の	D内容				
業		事業実						面			立 木	間	間伐の方		間伐	間伐率	図面	交付金希望	備
	実施主体	天施 年 度	大 字 字	地番	林班	小和		積 (h a)	種	林齢	材積(端)	搬出有・無	定性・列状	車両・架線	材積(㎡)	- (材積率%)	番号		考
28	島原市	3~12	湊町	466~471	15	280		1.93	クロマツ	106	193	無	定		10	5%	1		衛生伐
29	島原市	3~12	湊町	473	15	283		0.47	クロマツ	106	101	無	定		5	5%	(1)		衛生伐
30	島原市	3~12	湊新地町	475	15	284		1. 22	クロマツ	106	450	無	定		23	5%	1		衛生伐
31	島原市	3~12	湊新地町	476	15	285		0.62	クロマツ	106	232	無	定		12	5%	1)		衛生伐
32	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	478	15	287		0.31	クロマツ	106	185	無	定		9	5%	1)		衛生伐
33	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	481	15	289		0.57	クロマツ	106	273	無	定		14	5%	1		衛生伐
34	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	482	15	290		0.05	クロマツ	106	27	無	定		1	5%	1)		衛生伐
35	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	484	15	291		0.14	クロマツ	106	101	無	定		5	5%	1)		衛生伐
36	島原市	3~12	湊町	486	15	293		0.28	クロマツ	106	87	無	定		4	5%	1)		衛生伐
37	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	453-2	15	294		0.64	クロマツ	106	152	無	定		8	5%	1)		衛生伐
38	島原市	3~12	湊町	488	15	295		0.93	クロマツ	106	180	無	定		9	5%	1)		衛生伐
39	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	453															
40	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	453-2															
41	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	454															
42	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	454-2															
43	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	455				1.14	クロマツ	106	152	4111-	+		8	5%			衛生伐
44	島原市	3~12	湊新地町	456				1.14	7 H Y 7	106	104	無	定		0	370	1		判工区
45	島原市	3~12	湊新地町	457															
46	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	458															
47	島原市	3~12	湊新地町	459															
48	島原市	3 ∼ 12	湊新地町	462															_
小計								15. 92											
計	枚数が多くな		. 別紙としても可。	以下の (2) ~(6)				31. 16											

^{※1)} 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)~(6)も同じ。

^{※2)}間伐と一体的に実施する他の作業種(作業路網等の施設)については備考欄に記載する。

^{※3)}保育作業(下刈りを除く)を行う場合は、間伐の内容について、記載できる範囲で記載する。また、備考欄に実施しようとする作業種を記載する。

(2) 造林

	事業実施主体		所 在	場所		力	施業箇月	沂				造林の	の内容						
		事							造		うち、	人工造材	木	うち	、天然	更新			
番号		業実施年度	大 字 字	ţ; Ž	也香	林班	小班	枝番	造林面積(ha)	植栽面積(ha)	植栽樹種	植栽本数(本)	植栽時期	(ha) 天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種	図面番号	交付金希望	備 考
1	雲仙森林組合	3	礫石原町尾揚甲	1209	7	4	71		0.59	0.59	スギ	1180	3				2		
計									0. 59	0. 59									

^{※1)}人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を記載する。

^{※2)} 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

^{※3)} 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積及び期間(例:1.4 h a、R4年度~R9年度 1回/年)を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、その行について全て括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

	事	事	所	在場所		-1-	
番号	事業実施主体	事業実施年度	大字	字地番	内容	交付金希望	備 考
* 1) #		力 1 45 年 如 2 7					

※1)普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網等の施設

	事業実施主体	事	所 在 場 所		B	各網起 ,	点	路	各網終 。	点		整備の内容			
番号		事業実施年度	大 字 字	地番	林班	小班	枝番	林班	小班	枝番	路 線 名	開設延長	図 面 番 号	交付金希望	備考
1	雲仙森林組合	3	広高野町焼野甲 120	66	3	97		3	96		吉田線	200 3	3-1		
2	雲仙森林組合	3	広高野町陰平甲 119	95	2	203	14	3	203	9	礫石原線	1,000 3	3-2		
計												1, 200			

(5) その他施設

	事	事		所在場所			施業箇所				办	
番号	事業実施主体	事業実施年度	大字	字	地番	林班	小班	枝番	施 設 名	数 量	交付金希望	備 考
		an										

- ※1) 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。
- ※2) 鳥獣害防止森林区域が含まれる場合は、備考欄に当該区域であることを記載する。

(6) 事業実施箇所

別紙のとおり

(国土地理院1/25000地勢図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- ※1) 市町村管内図相当の図面を使用
- ※2)特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ※3) 対図番号又は林小班名を表示

4. 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1)森林経営計画の作成およびこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること 県や林業事業体と密に連携しながら、森林所有者に対して森林経営計画制度についての説明会を開催し、森林経営計画の作成を推進する。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認、森林所有者等の合意形成等の活動推進に関すること 県や林業事業体と密に連携しながら、施業の集約化に必要な森林情報を収集し、説明会等の開催により森林経営計画作成に必要な森林所有者 の合意形成を推進する。

5. 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること 島原市森林整備計画に従い、作業システムに見合った路網整備を推進する。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及および定着に関すること 県と密に連携しながら、林業事業体に対して低コスト化に向けた機械の導入推進および作業システムの確立を推進する。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること 県と密に連携しながら、林業事業体に対して、低コストな造林・保育の方法を指導する。

6. 間伐材の利用の推進

- (1)間伐材の供給および利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること 施業の集約化により安定的な供給および地域木材の利用を推進し、川上から川下の一体的な整備を行う。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築に関すること 大規模な消費先へ長期的に安定供給ができるよう、県と連携して安定的な大規模生産が可能な林業事業体を育成する。

7. 人材の育成・確保等

- (1)間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等および林業事業体の育成確保に関すること 県と連携して、林業事業体の核となる地域の森林組合に対する技術的な指導や現場研修による人材育成を行う。また、森林組合以外の事業体 を対象とした研修会等を開催し、林業への新規参入を促進させる。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること 県と連携して、各種補助事業や制度の説明会、また、各種研修を開催し、林業事業体の安定した経営を目指す。さらに、各事業体の経営状況 に適した経営手法・技術を個別に指導する。







